

熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）」及び「（以下「最低基準」という。）」を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）

第3条 次条に定めるもののほか、法第34条の8の2第1項の規定により条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、省令第3条第1項中「その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他

の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」とあるのは「熊本市社会福祉審議会条例（平成12年条例第33号）第1条に規定する熊本市社会福祉審議会」と、省令第10条第3項各号列記以外の部分中「もの」とあるのは「もの（放課後児童健全育成事業所に置かれた日から12月以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）」と読み替えるものとする。

第4条から第17条までを削り、第18条を第4条とし、第19条から第22条までを削る。

附則第2条第1項中「第9条第2項及び第10条第4項の規定の適用については、第9条第2項」を「第3条第1項の規定により省令第9条第2項又は省令第10条第4項に定める基準を適用する場合においては、省令第9条第2項」に、「第10条第4項中」を「省令第10条第4項中」に改める。

附則第3条を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提出理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）の施行等による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。